**府有地境界確定協議依頼書**

○○年○○月○○日

大阪府知事　様

(又は大阪府公有財産規則の規定により委任を受けた者)

(申 請 者)

住　　所

氏　　名

電話番号

下記の協議地と府有地との境界が不明ですから、裏面の資料を添付の上、境界確定協議を依頼します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 協　議　地 | (旧地名、地番) |
| 連　絡　先 | 住所  氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　(担当者：　　　　　　　)  電話 |
| 当協議地は、ほかの官公庁に境界確定の申請書を提出　□しています　□していません  〔提出先：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕 | |

添付資料

ア　委任状及び印鑑登録証明書

イ　土地登記事項証明書(全部事項証明書)

　　　(1)協議地の謄本

(2)対側地及び相隣地が公共用地の場合はその謄本

　(3)対側地及び相隣地については、土地調書でも可

ウ　土地沿革調書

(分(合)筆により協議地が土地登記事項証明書で確認が困難な場合)

エ　土地調書又は登記事項要約書

　　(協議地及び相隣地が記載されたもの。登記事項要約書により提出する場合は

調査場所・調査年月日・調査者名を記載)

オ　地積測量図の写し

カ　現況実測平面図(有資格者が測量・作成したもの)

　(1)平面図は縮尺250分の１以上

(2)横断面図は縮尺100分の１以上

キ　位置図(協議地付近の地図)

ク　法務局備付の地図に準ずる図面(公図)の写し

ケ　地図に準ずる図面(公図)・地積測量図等の合成参考図

コ　土地所在図の写し

サ　住民票(戸籍の附票)の写し

(依頼者の住所と氏名が土地登記事項証明書の記載と異なる場合)

シ　戸籍謄本(抄本)・遺産分割協議書の写し・相続関係説明図

(土地所有者が死亡し、所有権移転登記の手続きがなされていない場合)

※印鑑登録証明書や住民票(戸籍の附票)の写しや戸籍謄本(抄本)については３ヶ月以内に発行されたものに限ります。

※府有地境界確定協議依頼にあたっては、土地に関する専門的な調査を行っていただく必要があることや境界協議図などの図面作成の測量技術が求められることから、大阪府では手続きを土地家屋調査士や測量士等の有資格者に委任していただくようにお願いしています。